

# 離婚協議書

夫\_\_\_\_\_ (以下「甲」という)と妻\_\_\_\_\_ (以下「乙」という)は、甲乙の離婚に関する件について、以下の通り合意をした。

## 第1条(離婚)

甲及び乙は、本日、協議離婚することに合意する。乙は、本協議成立後\_\_日以内に、署名捺印した離婚届を提出するものとする。

## 第2条(親権)

甲乙間の長男\_\_\_\_\_ (平成\_\_年\_\_月\_\_日生、以下「丙」という)、及び長女\_\_\_\_\_ (令和\_\_年\_\_月\_\_日生、以下「丁」という)の親権者・監護者を、乙と定める。

## 第3条(養育費)

甲は乙に対し、丙丁の養育費として令和\_\_年\_\_月\_\_日から丙丁が満20歳に達する月まで、1人につき1か月あたり金\_\_万円を支払う義務があることを認め、これを毎月\_\_日限り乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲が負担するものとする。

2 甲乙は、丙丁の病気や進学等、特別な費用を要する事情が生じた場合は、別途協議して分担額を定める。

## 第4条(面会交流)

乙は、甲が丙丁と毎月1回面会交流することを認める。

2 面会交流の具体的な日時、場所、方法等は、甲乙が丙丁の利益に十分配慮しながら協議して定める。

## 第5条(慰謝料)

甲は乙に対し、慰謝料として金\_\_万円を支払う義務があることを認め、これを\_\_分割し、令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日まで、金\_\_円を、毎月\_\_日限り乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲が負担するものとする。

## 第6条(財産分与)

甲は乙に対し、財産分与として金\_\_\_\_万円を支払う義務があることを認め、令和\_\_年\_\_月\_\_日限り、一括にて乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲が負担するものとする。

#### 第7条(年金分割)

甲(第1号改定者)と乙(第2号改定者)は、本日、厚生労働大臣に対し、対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求をし、かつ請求すべき按分割合を0.5とする旨合意する。

#### 第8条(通知義務)

甲と乙は、住所、職業、連絡先に変更が生じた場合は、遅滞なく相手方に変更内容を通知する。

#### 第9条(清算条項)

甲と乙は、上記の各条項のほかは、名目の如何を問わず、相互に何らの財産上の請求をしないことを約する。

#### 第10条(公正証書)

甲と乙は、本合意につき、強制執行認諾文言付公正証書を作成することを承諾した。

上記の通り合意したので、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

(甲)住所

氏名

印

(乙)住所

氏名

印